

門真市第2期障がい福祉計画(平成21年度～23年度)の概要

1 計画策定の趣旨

「門真市第2期障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、国及び大阪府の基本方針にそって、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めています。

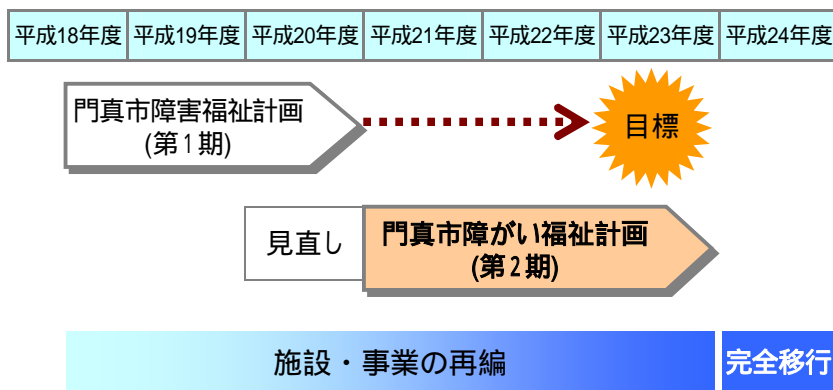
【主な定める事項】

平成23年度の入所施設利用者や精神障がいのある人の入院患者の地域移行の目標、入所及び通所施設利用者の一般就労の目標
各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保方策
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

2 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成23年度までとしますが、第1期の計画では、旧法に基づく施設・事業は平成23年度末までに新しいサービス体系へ移行することになっていることから、平成23年度の数値目標を設定しています。したがって、第2期計画は、その中間段階として位置づけられます。

図1 計画の期間



3 計画の基本理念

計画の基本理念は、第1期の計画を引き継ぎます。

障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいの種別や程度にかかわらず、自ら居住する場所や必要とするサービス等を選択できるようにすること

三障がいの一元化と総合的なサービス提供の推進

障がい種別に分かれていた制度の一元化と、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ること

地域生活移行や雇用・就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設・病院から地域生活への移行、雇用・就労支援等の課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制を整備するとともに、地域で障がいのある人もない人も共に生き、支えあうまちづくりを進めていくこと

4 計画の基本視点

基本理念を実現するための基盤整備に取り組むため、次の3点を重視します。

在宅生活を支援する訪問系サービス等を障がいの区別なく充実

居宅介護等訪問系サービスや短期入所等の充実を図るとともに、とくにこれまで立ち後れていた精神障がいのある人に対するサービスの充実と利用促進を図ること

地域全体でサービスや支援の充実を実現

障がいのある人の地域生活移行や一般就労への移行を進めるため、サービス提供事業者、NPO、ボランティア活動、企業、地域等と行政が一体となって支援の充実、雇用機会の拡大を図ること。また、障がい特性や利用者個々のニーズに応じた活動の場の確保・充実を図ること

障がいのある人の個々へのきめ細かな対応

障がいのある人に対する情報の提供や相談支援の充実を図るとともに、一人ひとりの状態やニーズに適したサービスや支援の提供、ライフステージに即した総合的かつ継続的なきめ細かな対応を図ること

5 平成23年度までにめざす姿

施設入所者の地域生活への移行

平成20年6月末現在の施設入所者数の16.4%にあたる18人について、グループホームやケアホームへの移行をめざします。

表1 施設入所者の地域生活への移行の目標

項目		人数	備考
全 障 が い の あ る 人 体	現在の入所者数 (A)	110人	平成20年6月末現在
	目標年度の入所者数 (B)	95人	平成23年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A - B)	15人 (13.6%)	
	【目標値】地域生活への移行数	18人 (16.4%)	施設入所からグループホームやケアホームへ移行した人の数

入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

大阪府の調査から、入院中の精神障がいのある人の中から退院可能な人を3人と設定するとともに、第1期計画期間中に生活訓練施設を利用している人について、グループホーム等の整備により地域生活への移行をめざします。

表2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行の見込み

施設	年度	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度
入院利用(退院可能者)	(人)	1	1	1
日中活動の場	通所の訓練施設等利用	(人) 1(5)	2	2
	就労継続支援事業利用	(人) 0	5	6
居住の場	グループホーム・ケアホーム	(人) 0	3	4
	一般・福祉ホーム	(人) 0	2	2

注) (5)は、既に退院して生活訓練施設を利用している方

福祉施設から一般就労への移行

平成23年度中に、福祉施設から「就労移行支援」を通じて、一般就労へ移行する人は平成19年度において6人います。これを踏まえて、平成23年度は8人と見込みます。また、平成23年度までに就労移行支援事業を利用する人を13人と見込んでいます。

表3 福祉施設から一般就労に移行する人数の目標等

項目	人数	備考
現在の年間一般就労移行者数	6人	平成19年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成23年度に訓練等給付事業所から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度までの就労移行支援事業利用者	13人	現施設利用者の2割以上が就労移行支援事業利用
【目標値】目標年度の就労継続支援A型利用者	-	就労継続支援事業利用者の3割がA型(雇用契約締結)利用

一般就労とは、一般に企業等への就職(就労継続支援A型及び福祉工場の利用は除く)や在宅就労、自らの起業をいいます。

就労移行支援事業とは、一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う事業です。

就労継続支援事業とは、一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。この事業には、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった方について、就労への移行に向けた支援を行うB型の2種があります。

6 障がい福祉サービス等の見込み

平成21年度から平成23年度までの各年度における、障がい福祉サービスまたは相談支援についてのサービス見込量は、次のとおりです。サービスの見込量については、平成18年度から平成20年度上半期の実績や障がい者数の伸び、新体系への移行予定等を踏まえて設定しています。また、参考までに第1期計画での目標値も掲載しています。

表4 障がい福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

サービス名・単位		年度	平成	平成	平成	平成	
			21年度	22年度	23年度	23年度 (第1期参考)	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援	時間	5,173	5,499	5,646	4,955
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	人日	3,097	3,326	3,642	4,879
		療養介護	人	1	1	1	3
		児童デイサービス	人日	9	9	10	2
		短期入所	人日	140	144	149	102
	訓練等給付	自立訓練(機能・生活訓練)	人日	183	98	98	753
		就労移行支援	人日	270	270	250	813
		就労継続支援(A型)	人日	-	-	-	265
		就労継続支援(B型)	人日	1,454	1,979	2,241	1,028
(旧法施設支援)		人日	1,783	1,709	1,484	0	
居住系サービス	給付	共同生活援助(グループホーム)	人	59	65	72	84
		共同生活介護(ケアホーム)	人	48	51	60	101
	給付	施設入所支援	人	59	47	35	0
		(旧法施設入所)	人	59	47	35	0
自立支援給付		相談支援(サービス利用計画の作成)	人	2	2	2	17

7 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業には必須事業と市町村が独自に設定する選択的事業があります。

必須事業は、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具等給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業があります。

選択的事業として本市では、日中一時支援事業、生活支援事業(小規模障がい者デイサービス)、身体障がい用自動車改造費助成金交付、身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付を行います。

また、その他の単独事業として、補装具費利用者負担額助成事業、在宅障がい者配食サービス事業、身体障がい者福祉電話貸与、高齢者等緊急通報装置貸与、朗読奉仕員養成講座、精神障がい者グループワーク事業があります。

平成21年度から平成23年度までの各年度における必須事業の見込量は、次のとおりです。
また、参考までに第1期計画での目標値も掲載しています。

表5 地域生活支援事業（必須事業）の見込量(年間)

事業名・単位		年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 (第1期参考)
障がい者相談支援事業		か所	3	3	3	3
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者派遣事業	人	15	15	17	18
	要約筆記通訳者派遣事業	人	1	2	3	6
日常生活用具 給付等事業	介護訓練支援用具	件	9	10	10	32
	自立生活支援用具	件	52	53	54	90
	在宅療養等支援用具	件	24	25	25	63
	情報・意思疎通支援用具	件	269	275	281	310
	排泄管理支援用具	件	1,836	1,876	1,917	1,813
	住宅改修費	件	5	5	5	6
移動支援事業		人	288	295	304	258
		時間	44,252	45,302	46,572	47,112
地域活動支援センター事業(基礎的事業)		か所	2	2	1	7
		人	35	35	20	90

8 障がいのある人の人権擁護と利用者本位の環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の人権の尊重として、障がいに対する理解を深めるための啓発等を行うとともに、施設や家庭での身体拘束や虐待などの防止を進めます。

また、新たな体系に基づくサービスの円滑な利用や地域での自立した生活を支援するため、相談・情報提供体制の整備、公正・公平な認定調査・支援の必要度の判定、総合的なケアマネジメント体制の整備、サービス事業者と人材の確保を図ります。

9 計画の推進

計画を着実に進めるため、計画の広報・周知、関係各課・関係機関との連携、計画の点検・評価体制の整備を進めます。とくに、新体系への移行やサービスの充実、障がいのある人の地域移行や就労を促進するため、学識経験者、当事者（障がいのある人）、関係機関等で構成する「門真市障がい者地域自立支援協議会」において、計画の点検・評価、検討・調整を進めます。